

令和元年度

# 監査結果報告書

定期監査  
(環境部)  
(農林水産部)  
(農業委員会事務局)

大分市監査委員

写

監査第466号  
令和元年8月20日

大分市長 佐藤樹一郎 殿  
大分市議會議長 野尻哲雄 殿  
大分市農業委員会会长 朝末野清 殿

大分市監査委員 佐藤日出美

大分市監査委員 古庄研二

大分市監査委員 高橋弘巳

大分市監査委員 国宗浩

### 監査の結果について（報告）

定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

# 定期監査結果報告

## 1 監査の対象及び監査の期間

監査の対象	監査の期間
環境部 環境対策課 ごみ減量推進課 廃棄物対策課 清掃施設課 清掃業務課	平成30年度(平成30年4月1日～平成31年2月28日)に係る事務事業 ただし、補助金等の交付事務については平成29年度分も対象とした。 平成31年4月12日～令和元年7月23日
農林水産部 農政課 生産振興課 林業水産課 公設地方卸売市場	
農業委員会事務局	

## 2 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、また、前回監査の指摘要望事項が改善されているか等に着眼して監査を実施した。

なお、佐藤日出美監査委員は、清掃業務課が所管する補助金等の交付事務に係る監査については、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

### 3 監査の結果

#### 環境部

環境対策課 ごみ減量推進課 廃棄物対策課 清掃施設課

特に指摘事項はなかった。

#### 清掃業務課

##### (1) 備品等の管理事務について

ア 備品の管理が適正でないもの

大分市物品取扱規則の規定では、課等で所管する備品については、備品台帳を整理し、適正に管理しなければならないとされ、備品を処分する場合や亡失、き損した場合等は所定の手続をとることとされている。

しかしながら、抽出により備品台帳と現品の確認を行ったところ、台帳には登録されているが、現品の確認ができず、備品の処分等の手続が適正に行われていないものが見受けられた。

早急に原因を調査のうえ、処分等の事務処理を行うとともに、今後は規則に従い適正な備品管理をされたい。

#### 農林水産部

農政課 林業水産課

特に指摘事項はなかった。

#### 生産振興課

##### (1) 農道等の占用の許可事務について

ア 農道等の占用許可事務が適正でないもの

大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する条例の規定では、本市所有の道路（道路法の適用されない道路）やため池等は法定外公共物とされていることから、農道及び農業振興地域内の里道、並びにため池の占用については同条例に基づき占用許可及び占用料の徴収を行う必要がある。

しかしながら、農道及び農業振興地域内の里道の占用料については同条例に基づき徴収を行っていたものの、占用の許可については同条例の施行前に制定された大分市農道管理規定に基づき行っていた。

また、ため池については大分市公有財産規則に基づき使用許可を行い、

大分市行政財産使用料条例に基づき使用料の徴収を行っていた。

今後は、大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する条例に基づき適正な事務処理をされたい。

また、大分市農道管理規定と条例との整合性を図られたい。

## 公設地方卸売市場

### (1) 備品等の管理事務について

#### ア 備品の管理が適正でないもの

大分市物品取扱規則の規定では、課等で所管する備品については、備品台帳を整理し、適正に管理しなければならないとされ、備品を処分する場合や亡失、き損した場合等は所定の手続をとることとされている。

しかしながら、抽出により備品台帳と現品の確認を行ったところ、台帳には登録されているが、現品の確認ができず、備品の処分等の手續が適正に行われていないものが見受けられた。

早急に原因を調査のうえ、処分等の事務処理を行うとともに、今後は規則に従い適正な備品管理をされたい。

### (2) 保証金の管理事務について

#### ア 保証金を預託させていなかったもの

大分市公設地方卸売市場条例の規定では、卸売業者、仲卸業者、関連事業者、売買参加者その他市場施設の使用の許可を受けた者は、許可や承認を受けた日から起算して1月以内に保証金を市に預託しなければならないとされており、市場施設の許可をした場合には、期限を指定して預託金の請求をする必要がある。

しかしながら、売買参加者その他市場施設の使用を許可した者に対して、保証金を請求せず預託させていないものが見受けられた。

今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。

## 農業委員会事務局

### (1) 各種証明手数料の徴収事務について

#### ア 手数料の額の算定が適正でないもの

大分市手数料条例の規定では、実地検査を要する土地に係る証明手数料について、2筆以上ある場合は筆数に応じて増額することとされている。

しかしながら、実地調査を要した土地が2筆以上ある場合においても、  
1筆分の手数料のみ徴収しているものが見受けられた。

今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。